

「(仮称)滋賀県障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の骨子案について

■条例の構成

- 第1章 総則 (目的、定義、基本理念、県、県民等の責務)
- 第2章 障害を理由とする差別の解消のための施策
 - 1節: 障害を理由とする差別の禁止
 - 2節: 障害を理由とする差別に関する相談
 - 3節: 相談に関するあっせん等
 - 4節: 滋賀県障害者差別のないまちづくり委員会
- 第3章 共生社会の実現に向けた施策 (普及啓発の推進等)
- 第4章 雑則 (財政上の措置、規則への委任)
- 第5章 罰則

前文 (答申の内容を振り返る)

- (1)この条例は障害者権利条約が基礎となっていることおよび条例制定に至る背景や現状、趣旨を広く県民に示します
- (2)過去に滋賀で起こった差別や虐待事案に学び、そうしたことを二度と起こさせないための取組について宣言します
- (3)必要な福祉サービスにつながらない、または福祉サービスがなく、社会の無関心や理解不足により 孤立する者への共感と理解について示します
- (4)障害のある人に対する差別がなく、多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重しあう社会の大切さを改めて県民全体で共有するとともに、「この子らを世の光に」に代表される滋賀で大切にされてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共生社会の実現を目指します

第1章 総則

目的 障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とします。

- 定義**
- 障害者・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁※により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
※障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
 - 障害を理由とする差別・・・障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して次に掲げる分野に関する行為をすることまたは合理的配慮を怠ることをいう。
①教育分野 ②労働・雇用分野 ③商品の販売またはサービスの提供分野 ④福祉分野 ⑤医療分野 ⑥建物分野 ⑦公共交通分野 ⑧不動産取引分野
⑨情報・コミュニケーション分野 ⑩地域活動分野 ⑪意思表示の受領分野 ⑫その他の分野
 - 合理的配慮・・・障害者から意思の表明があった場合（認識できる場合を含む。）において、その実施のため必要かつ適切な措置を講ずることをいう。ただし、社会通念上相当と認められる程度を超えた過重な負担を伴うものを除く。
 - 社会モデル・・・障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

- 基本理念**
- 障害を理由とする差別の解消等は、全ての県民が障害の有無に関わらず基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられることを前提として、以下の項目を規定します
 - (1)全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - (2)全ての障害者は、可能な限り、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - (3)全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
 - (4)障害および社会的障壁に係る問題は、障害の有無に関わらず、全ての県民の問題として認識され、共に学び合いその理解が深められること。
 - (5)障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。
 - (6)全ての障害者は、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じて適切な配慮がなされること。

- 県の責務
- ・差別の解消等に関する施策の総合的な策定・実施
 - ・市町、県民および事業者との連携・協力
 - ・県民や事業者に対する障害、障害者および社会モデルについて啓発
 - ・市町への情報の提供、助言その他の支援
- 県民・事業者の責務
- ・障害、障害者および社会モデルへの理解を深め、県が実施する施策への協力

第2章 障害を理由とする差別の解消のための施策

1節: 障害を理由とする差別の禁止

何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定します
⇒上乘せ・横出し条例

	差別的禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	条例上の義務(上乘せ)
その他の者	条例上の義務(横出し)	条例上の義務(横出し)

4節: 滋賀県障害者差別のないまちづくり委員会

- 委員会を知事の附属機関として設置し、この条例に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害者差別解消等に関する事項を調査審議するとともに、知事に意見を述べることができず。
 - 委員会は障害者差別解消法第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有します。
 - 委員会委員は、障害者、学識経験を有する者等で、社会モデルに理解があるものとします。
 - 委員会は、部会を置くことができます。
- 法律に基づく機能
- ・差別事例等の情報共有
 - ・差別解消に向けた取組を効果的に行うネットワーク機能など
- 条例に基づく機能
- ・あっせんの実施(部会)
 - ・専門相談員への助言

2節: 障害を理由とする差別に関する相談

相談

■相談

- ・何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができます
- ・県は相談の申出があったときは、必要な助言や関係者間の調整等の必要な措置を講ずるものとします。

■専門相談員

- ・知事は、相談業務を社会モデルに理解がある等の専門相談員に委嘱することができます。

■地域支援員 ※通称：地域アドボケート

- ・知事は、障害者が相談する際に、障害者自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行うことを、社会モデルに理解があり、障害者の福祉の増進に関し熱意と識見を持つ地域支援員に委託することができます。

■研修の実施

- ・知事は、専門相談員と地域支援員に社会モデルへの理解を深める等の研修を実施するものとします。

3節: 相談に関するあっせん等

あっせん申立

■あっせんの申立

- ・相談では解決が見込めないとき、相談事案の当事者は知事に対してあっせんに申し立てることができます。
- ・申立ては障害者の家族、後見人等もすることができます。

■あっせん

- ・知事は、滋賀県障害者差別のないまちづくり委員会にあっせんに求めることができます。
- ・委員会は、当事者等に説明を求め、意見を聴き、または必要な資料を求める等の調査を行うことができます。

3節: 勧告・公表

勧告・公表

■勧告

- ・委員会は、知事に対し、正当な理由なくあっせん案を受諾等しない者に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができることとします。
- ・知事は必要があると認めるときは勧告をすることができることとします。

■公表

- ・知事は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、公表することができます。
- ・公表するときには、あらかじめその旨を通知し、釈明や資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行うこととします。

第3章 共生社会の実現に向けた施策

- 普及啓発の推進等・・・社会モデルの普及啓発、相互理解の促進
- 学校教育の理解促進等・・・社会モデルに関する知識を持つための教育
- 就労の機会の確保等・・・障害者の多様な就労の機会の確保
- スポーツ、文化芸術活動等の推進
・・・障害者スポーツの普及や文化芸術活動の推進等
- 意思疎通等の手段の確保
・・・障害者の意思疎通および情報の取得等の機会の確保
- 災害時における支援・・・避難所の円滑な利用等の体制整備等への支援
- 選挙等における配慮・・・円滑な投票の取組の支援

第4章 雑則 / 第5章 罰則

- 財政上の措置
・障害を理由とする差別の解消等に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとします。
- 規則への委任
・この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。
- 罰則
・専門相談員等で違反して秘密を洩らした者の罰則を定めます。

付則

- この条例は平成31年4月1日から施行します
- ただし、第2章は平成31年10月1日から施行します
- 見直し規定
・施行後3年を目途として、この条例および障害者差別解消法の施行状況等を勘案し、障害の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします

(仮称) 滋賀県障害のある人もない人も共に生きる 社会づくり条例案の検討スケジュール等について

平成 29 年

5 月 19 日 条例の骨格について滋賀県社会福祉審議会に諮問
→審議会内に条例検討専門分科会を設置して検討

平成 30 年

6 月 5 日 滋賀県社会福祉審議会から知事へ答申

7 月 11 日 厚生・産業常任委員会で報告【答申内容】

各市町・各圏域自立支援協議会・関係団体の会合等で答申内容の説明・意見交換
県内 7 か所で条例タウンミーティングの開催 (8/19~9/30)

10 月 4 日 厚生・産業常任委員会で報告【条例骨子案】

(今後の予定)

11 月中旬 厚生・産業常任委員会で報告【条例原案】

11 月下旬~1 月上旬 県民政策コメント

平成 31 年

1 月下旬 厚生・産業常任委員会で報告【県民政策コメント結果】

2 月中旬 条例案提案